

No. 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定に関する案件概要

- 議第1434号 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
議第1435号 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針の変更
議第1436号 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
議第1437号 横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更

(内容)

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整開保」という。)並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」(以下「三方針」という。)は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

整開保は、昭和45年の当初決定以来、これまで7回の改定を行っており、6回目までは神奈川県が改定してきましたが、都市計画法の改正により整開保及び三方針の都市計画決定権限が横浜市に移譲されたことを受けて、平成30年3月に横浜市が7回目の改定を行いました。

これ以降、生産年齢人口の減少や超高齢社会の一層の進展などによる人口構造の変化、気候変動に伴う災害リスクの増大、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全等に対する社会的要請の高まりなどに加え、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、本市を取り巻く都市環境も大きく変わってきました。

その中で、横浜市が持続可能な都市として継続的に成長・発展していくためには、これまでに整備してきた市街地を使いこなし、アップデートする取組とともに、都市インフラの整備効果を最大限発揮できる新たな都市づくりを両輪で進めることにより、都市環境の変化に対応し、国内外の人や企業から選ばれる魅力的な都市であり続けることが必要です。

こうした状況を踏まえ、整開保については、令和22(2040)年を目標年次とした都市づくりの基本理念や都市構造を位置付けるとともに、区域区分、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等に関する方針を定めるため、本案のとおり変更します。

都市再開発の方針については、人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するため、これまで整備されてきた都市インフラ等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めることを目指し、本案のとおり変更します。

住宅市街地の開発整備の方針については、横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指し、本案のとおり変更します。

防災街区整備方針については、老朽建築物の解体や耐火性の高い建築物への建替え促進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や沿道の不燃化の推進、公園や広場、防火水槽の整備、狭あい道路拡幅整備の促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指し、本案のとおり変更します。